

中学校教授要目の成立過程における文章観

八木 雄一郎

1. 問題の所在と研究の目的

今日の国語科における「古文」概念の形成過程を歴史的に遡行するときに注目されるのが、1902（明治35）年の中学校教授要目（以下、「要目」と略記）である。これは、国語及漢文科において扱う教材を、「講読ノ内容」として具体的に提示したものである。この「要目」の原案となった1898（明治31）年の『尋常中学校教科細目調査報告』（以下、「細目」と略記）の段階では、今昔物語、土佐日記、落窪物語、大鏡、今鏡、栄華（栄花）物語が例として挙げられている。しかし、「要目」においてこれらの中古文は「講読ノ内容」から除外され、近古文、近世文、今文にその範囲が限定されることになった。甲斐雄一郎（2005a）¹は、このような経過を「国語観の時代的拡大」の中で捉えている。すなわち、日常言語から乖離した古代の文章ではなく、近世文や今文を中学校の学科内容の中心としていくという明治20年代以降の動向の中で、中古文は「講読」から除外されていくことになったのである。この指摘をふまえて、筆者は中古文除外の背景にあった論争について考察している。²これは、「細目」の調査委員を務めた上田万年と小中村義象との間にあった「講読」の範囲についての考え方の相違、特に中古文の扱いをめぐる考え方の相違に焦点を当てたものである。³小中村は、作文や読み方を学ぶための文章としての役割を中古文に認めている一方で、上田はそれを認めず、中古文は「講読」から分離させて扱うことを訴えていた。そして、最終的には上田の「講読」観が採用され、「要目」において中古文が除外されることになったのである。このとき、中古文は、新たな科目として設置された「国文学史」の中で扱われることになった。つまり、「国文学史」は、「講読」からは除外されたテキスト群を補完的に扱う時間としての役割を担っている。ここから「要目」における「国文学史」は、今日の国語教育における「古文」の原初的形態としての性質をもつものと考えられる。⁴

しかし、「要目」の公布以前、特に「細目」から「要目」に至る過程の段階においては、「国語」と「古文」の機能分化はどの程度まで形成されていたのだろうか。「細目」の時点では、「国文学史」は明記されながらも、まだ「講読」の一内容であり、科目として独立してはいなかった。そして、その「講読」には中古文が含まれていたということは、この時期は、「講読」と「国文学史」、すなわち「国語」と「古文」の機能が未分化な状態であったことが考えられる。数年後の「要目」においては「国語」と「古文」

とを分ける境界線となった中古文テキストは、このような過渡的段階においては、どのような掲載状況にあったのだろうか。また、その掲載の根拠はどのような点に置かれていたのだろうか。さらに、「国文学史」テキストは、古代から近世までの作品や文章を網羅的に掲載するものであるため、「国文学史」と「講読」とで、同一の内容を重複掲載するということが必然的に生じてくるだろう。このような重複に対して、「講読」に「国文学史」が内包されていた時期の教科書は、どのように対応していたのだろうか。以上のような観点で「講読」と「国文学史」の教科書を調査することは、「国語」と「古文」との機能分化の形成過程を、より具体的に解明する手続きとなるだろう。

そこで本稿では、まず、「細目」から「要目」の過程で刊行された教科書のうち、出版年や出版社などの条件の近似した「講読」用教科書（読本）と「国文学史」教科書との比較を試みる。そして、そこで示された対応関係が、この時期の一般的な事象であるか否かを検証する。結論を先に述べると、このような過渡的段階の教科書調査から見えてくるのは、明治20年代から30年代半ばにおいて文章規範と認められていた文体の多様性である。「要目」公布以降、つまり30年代半ば以降は、文章規範となる文体がほぼ限定されてくる。しかし、そのことの意味は、それ以前の多様性の時期があったことを確認することによって、初めて鮮明になる。本稿が「細目」から「要目」の間の時期を考察の対象とするのも、そのような意思に基づくものである。

2. 「細目」から「要目」の過程における「講読」と「国文学史」

2-1. 『中等国文読本』および『中等教科日本文学史』の編集方針および構成

中学校用のものとして教科書検定を通過する「国文学史」教科書は、「細目」後の1899（明治32）年から出てきている。「細目」から「要目」の過程で検定を通過した「国文学史」教科書は、以下の4点である。

- ① 佐々政一『日本文学史要』訂正再版、1899年2月刊、同年同月検定通過、内外出版協会
- ② 和田万吉・永井一孝『国文学小史』訂正再版、1901年3月刊、同年同月検定通過、大阪教育書房
- ③ 内海弘蔵・落合直文『中等教科日本文学史』訂正4版、1901年3月刊、同年同月検定通過、明治書院
- ④ 藤岡作太郎『日本文学史教科書』修正再版、1901年12月刊、同年同月検定通過、開成館

この中で本節では、③『中等教科日本文学史』の初版（1900（明治33）年）を対象として、「講読」用教科書との対応関係を考察する。対象とする「講読」用教科書には、『中等国文読本』（明治32年訂正6版、落合直文）を用いる。これは『中等教科日本文学史』

と同一の出版社（明治書院）、編者（落合直文）であり、出版年も近いことから、相互の関連性を考察するためには適切なものであるといえる。⁵

『中等国文読本』全十巻の構成は、その「例言」に明記されている。

第一学年は、明治時代の文章、第二学年、及び第三学年は、おほかた、徳川時代の文章、第四学年以上は、中古の文章にして、いづれも、流麗正雅、生徒の作文の規範となるべきものを選びたり。

そして、第四学年以上は、生徒に「文章の興味を覚らしむること」にも比重を置くとしている。本書は、巻七以降に四年生以上で扱うテキストが採用されている。以下がそのテキストである。

巻七 神皇正統記、吉野拾遺、太平記、新葉集

巻八 保元物語、平治物語、平家物語、源平盛衰記、今昔物語、宇治拾遺物語、新古今集

巻九 徒然草、方丈記、十六夜日記、土佐日記、拾遺集、後拾遺集

巻十 増鏡、大鏡、栄花物語、古今集

一方、『中等教科日本文学史』は、その緒言において「読本との連絡」を謳っている。これは、「講読」において扱われるテキストは「国文学史」においては簡略化するということを意味している。

かゝる感想の下に、著者は此書を編纂するに当りて、文章の変遷、並に読本に関係ある書または文体に就きて、説明せんことをつとめ、その他の事に就きては、なるべく省略したり。即ち江戸時代の戯曲小説等の文、謡ひ物、奈良朝時代の文学等に就きては、単にその一二を挙げたるに過ぎず。

当時の国文学史教科書の編集規準となっていた「細目」には、「国文学史」について「本講義ニ於テハ本邦ノ漢学ヲモ度外ニ置クヘカラス又上古文学（古事記万葉集等）ノ一斑ヲモ窺ハシムヘシ」という附言がある。この「一斑ヲモ窺ハシムヘシ」という指示が、具体的にどのような取り扱いを促しているのかについては不明である。しかし、『中等教科日本文学史』においては、「奈良朝時代の文学」は簡略に取り扱うものとしており、作品の紹介の他、わずかな引用にとどめている。さらにこれら以外にも「何れの読本にも収められたる」という「保元物語、平治物語、源平盛衰記、平家物語、太平記、増鏡、徒然草、神皇正統記、土佐日記、大鏡、栄花物語、十六夜日記、および江戸時代の和漢混合文」などは本書中に例文を掲載しないとされており、作品、作者や時代背景の解説に終始している。

すなわち、『中等教科日本文学史』は「上代」から「江戸」までの文学史的事項を網羅的に扱いながらも、各事項の採り上げ方には顕著な差異が見出せる。先述の通り、「何れの読本にも収められたる」テキスト群は例文が割愛されている。実際に割愛されているものは、概ね『中等国文読本』に掲載されているテキストと一致するのである。

2-2. 「講読」と「国文学史」との対応関係についての考察

一方、『中等教科日本文学史』が、例文を掲載している作品あるいはジャンルは以下のものである。

上古の歌謡、祝詞、古事記、宣命、万葉集（人麿、赤人、憶良）、伊勢物語、竹取物語、源氏物語、枕草子、今様、謡曲、賀茂真淵・加藤千蔭・村田春海・本居宣長らの文、狂歌、里見八犬伝

このうち、伊勢物語、源氏物語、枕草子、賀茂真淵・加藤千蔭・村田春海・本居宣長らの文、里見八犬伝は、それぞれ約3ページにわたって掲載されている。これらの多くは、和文体のテキストである。これに対して、前項で示したように、『中等教科日本文学史』が例文を掲載しないものとしているテキストは、多くが和漢混淆文体によるものである。ハルオ・シラネ（1999）⁶は、1890年代以降（明治23年以降）の文章観について、以下のように述べている。

1890年代以降の国語教科書は、国語を書くためのモデルにするという実際的な目的のために、テキストを選定した。（略）この当時の明治の教科書編纂者は、中世・江戸の文章、とくに漢文の表記を和文の文法と組み合わせた和漢混淆文こそ、明治における文章の模範としてふさわしいと考えたのである。⁷

「講読」と「国文学史」との対応関係にも、このような文章観が反映しているといえよう。すなわち、文章表現を学ぶための模範的な文体を掲載することを主とする「講読」用教科書は、和漢混淆文体のテキストが支配的になりつつあったため、「国文学史」では、あえてその採用を控えたのである。そして「国文学史」は、「講読ノ内容」からは除外されていくことになる和文体のテキストを多く掲載することで、内容の分化を図ったといえる。ここから、「国文学史」は、いわば和文テキストの受け皿のような役割を果たしていたことになる。本節で調査対象として採り上げた『中等教科日本文学史』の「諸言」に「文章の変遷、並に読本に関係ある書または文体に就きて、説明せんことをつとめ…」という表現があることから、「国文学史」には、文章史や文体史としての役割も託されていたといえる。つまり和文は、「国文学史」の設置によって、文章史、文体史の内容として存続させることが可能になったのである。

先述したとおり、「要目」以降は「国文学史」が科目として独立する。さらに「講読

ノ内容」に中古文が示されなくなる以上、そこに明確な線引きがされたことは容易に想像がつくだろう。本節において明らかになったのは、その過渡期において、すでに「講読」と「国文学史」との関係性が形成されていたことである。それは、中古文、近古文という文学史的区分というよりも、和漢混淆文、和文という文体による分化に基づいたものである。

2-3. 「細目」から「要目」への過程における中古文教材の増加

前項における「講読」用教科書と「国文学史」教科書との比較から、「細目」から「要目」への過程において、文体による分化が形成されていたことを明らかにした。しかし、中古文教材の掲載率の変遷を調査すると、この分化が必ずしも徹底されていたわけではないという結果が表れる。

明治期の教科書教材については、田坂文穂（1984）⁸による詳細な調査がある。田坂は、中学校および高等女学校の講読用教科書に掲載された教材を、明治期（1888（明治21）年以降）、大正期、昭和期に分けて、悉皆的に調査している。⁹

田坂が調査した、1888（明治21）年から1910（明治43）年の間に刊行された教科書群に掲載されていた中古時代のテキストは、伊勢物語、今鏡、うつぼ物語（空穂物語）、栄花物語、大鏡、落窪物語、蜻蛉日記、源氏物語、今昔物語、更級日記、竹取物語、土佐日記、浜松中納言物語、枕草子、紫式部日記、大和物語である。

そして、教科書の発行年次を、以下の三期に区分する。

- A…「細目」作成以前（1888（明治21）年～1897（明治30）年）
- B…「細目」以降～「要目」公布の前年（1899（明治32）年～1901（明治34）年）
- C…「要目」以降～「要目」改正の前年（1902（明治35）年～1910（明治43）年）

これは、「細目」および「要目」を指標とした中古文教材の変化を考察するという、筆者の観点に基づいた区分である。このような方法で各作品の掲載率と掲載数を算出したものが本稿の資料として後掲している表「1888（明治21）年～1910（明治43）年における中古文テキストの採用率」である。

この区分からわかることは、AとBの時期は、Cの時期に比べて中古文の掲載率が高いことである。さらに、全体的にBの時期、すなわち「細目」と「要目」とに挟まれる期間は掲載率が上昇している作品が多い。上昇している作品のうち、今鏡、栄花物語、大鏡、落窪物語、今昔物語、土佐日記は「細目」の「講読ノ内容」として示されているものである。しかし、「講読ノ内容」ではなかった竹取物語や土佐日記、枕草子も高い掲載率を示している。さらに、わずかではあるが、うつぼ物語や紫式部日記、大和物語なども掲載されており、中古文かつ和文体によるテキスト群の掲載率が高いのが、Bの期間の特徴である。Bの期間に刊行された「講読」用教科書を個別に調査すると、各教科書の中古文テキストの採用数には差異があることがわかる。関根正直『中等教科国文

読本』(育英舎、1899(明治32)年)や弘文館編『中学国文読本』(1901(明治34)年)など、2、3作品の掲載にとどまる教科書がある一方で、7、8作品と多くの中古文テキストが掲載されている教科書もある。後者のように掲載数が比較的多い教科書のうち、吉川編輯所編『新体国文読本』(吉川編輯所、1900(明治33)年)や三土忠造『中学国語読本』(金港堂、1901(明治34)年)などは、「文学史」の要素や単元を「講読」の中に挿入しようとしていることが「諸言」に記されている。これは、「細目」においては「講読」の一内容として「国文学史」が含まれていたことを受けての編集方針である。しかし、同様の掲載数がある大町芳衛・上田敏『新体中学国文教程』(大日本図書、1899(明治32)年)や新保盤次外編『国文読本』(金港堂、1900(明治33)年)などには、「国文学史」についての言及はない。掲載されている教材には、伊勢物語や枕草子、更級日記など、和文体によるものも当然含まれている。中古文が教材化されていることは、「細目」の段階では中古文がまだ「講読」の内容として含まれていたことに直接的な要因があるといえる。しかし、「講読」に和漢混淆文、「国文学史」に和文という機能分化の意図が一部では見られながらも、全体的には明確な分離がなされていないという事実は、前項で引用したシラネの見解に対する反証となりうる。「講読」用教科書のすべてについては、シラネの指摘はあてはまらないということである。

また、本項での調査からは、AとBの時期は、和漢混淆文以外だけではなく、和文も文章規範の一種として認められていたということが考えられる。つまり、「1890年代以降の規範＝和漢混淆文」というような単純な把握では片付けられない状況が、明治20年代から「細目」を経て「要目」に至る過程にはあったのである。このことが、後にも論じるように、「国語」と「古文」との機能分化が成立する過程において「要目」の「国文学史」設置がもつ意味をより鮮明にする。それを論じるためのステップとして、次節においては、前項と本項から示された実態の背景を解明するために、この時期の文章観の多様性についての考察を試みたい。

3. 明治20年代～30年代半ばにおける文章観

3-1. 規範になりうる文章、文体の多様性

明治10年代および20年代初頭までは、『和文読本』(稲垣千穎)、『和文規範』(里美義)、『和文教科書』(下田歌子)などが教科書検定を通過し、中学校や師範学校などで広く使用されていた。¹⁰

しかし、1886(明治19)年には、中学校の教科名称が「和漢文」科から「国語及漢文」科に変更されることになる。これは、教科内容が和文偏重であった傾向を回避するための措置であった¹¹。そして、従来の「国語雅言観」¹²に対する批判が活発になってくるのが明治20年代である。たとえば、『教育時論』345号(1894(明治27)年11月15日)に掲載された「国語科に就きての誤解」という記事は、国語教師を含めた多くの人々が、国語を「古めかしき者、今の世と隔りたる者」と誤認していることを批判し、次のよう

に述べている。

国語とは、必しも雅文古文の謂ひにあらず、普通文にして、我が国の文法に違はざる以上は、支那歐米の思想を写し出せる者にて、均しく之を国文国語といひ得べし。(略) 現今は、国語をやがて普通文と悟らしむべき必要ある時期なるに、猶国学者の数多は、源氏萬葉の夢をたどりつゝあるは何ぞやと、或国学者は、憤慨して物語られたり。

『教育時論』が訴えるのは、国語教育とは「雅文古文」の訓詁註釈的な教授をするものではなく、日常的に用いられる「普通文」を扱う時間であることを自覚することである。古文(和文)を中心とした国語教育や教科書編集に対して、『教育時論』は同様の主張や批判を明治30年代に至るまで複数回掲載している。同誌521号(1899(明治32)年10月5日)の「国文読本の刷新を望む」においても、国語教育において扱うのは「全く生々活々たる日本現代の時文」であるため、古典的な文章ばかりを読本の教材とするべきではないと述べている。¹³ このように、古文中心から同時代の言語表現を中心とした国語教育に転換していくことを求める論調は、明治20年代以降の特徴であるといえる。

しかしながら、この時期においては、文章、文体の統一的な規範が完成されていたとはいえない。そのような状況が象徴的に読み取れるのは、「作文」教科書である。たとえば、1899(明治32)年に金港堂から刊行された『普通文範』(山本信孝編)は、中学校や師範学校の学生、あるいは小学校の教員などにとって「普通文の模範の料」となるよう編纂されたものである。ここで「普通文」として掲載されている文体は、「新井白石、室鳩巢などの和漢混合体の文」と「頼山陽、齋藤拙堂などの漢文書き下し文」の二種類のみである。このような編集方針について、本書の「緒論」では以下のように述べている。

- (1) 漢文直訳の文章は、正格なる国文にはあらざれども。今日の実際に於いては、朝にも野にも、公にも私にも、至て広く通用され、思想媒介の目的を達し居るとなれば。
- (2) 少年学生に純然たる国文体の文章のみ作らしむるときは。ともすれば筆端軟弱に傾き、冗漫にして気力なき文に陥り易し。
- (3) 寛政以後の漢文家には識見人物ともに、確乎たる学者頗る多く。其の文を読めば、たゞに文章を知るに益あるのみならず、思想上にも裨補するところ極めて多きことなり。

山本は、実用面、精神面、教養面という複数の観点から和漢混淆文の有用性を訴えている。しかし、このような文章観や編集方針が当時の一般的なものであったとは考えにくい。これらと同時期に刊行された芳賀矢一校閲・友田宜剛編述による『中等教育作文

教範』(光融館、1900(明治33)年～1901(明治34)年)に掲載されている文例は、和漢混濁文には限定されていない。第4巻の「文体」の項には、源平盛衰記や太平記のみではなく、伊勢物語のような和文、さらには論語や孟子まで掲載されている。これについて本書では以下のように解説をしている。

文体ハ題目ニヨリ作者ニヨリテ千種万様ナリ。同ジ題目ニテモ、作者異ナレバ文体從ヒテ異ナルベク、同一作者ノ同一題目ヲ表出スルニモ種種ノ文体ヲ用フルコトアルベシ。是故ニ、一二ノ文体ヲ学ビテ、常ニ之ニ依ラントスルハ猶柱ニ膠スルガゴトシ。必、ソノ境遇ノ變化ニ応ジ、思想感情ノ発作ニ任セテ、最適当ナル体裁ニヨリテ縦横自在ニ表出セザルベカラズ。(下線引用者)

ここでは、規範とする文章や文体を一種類に限定せず、状況に応じて書き分けることを求めている。つまり本書では、複数の文体を、作文のための規範として認めているのである。

「普通文」を唯一の文章規範とするものがある一方で、流通する多くの文体に規範性を認めようとする教科書が同時期に出版されていたということは、規範的な文章をめぐっての統一的な見解が、「細目」から「要目」に至る段階では確定されていなかったことの証左といえよう。注目したいのは、ここで採り上げた『普通文範』と『中等教育作文教範』は、「作文」用教科書として編集されたものであるが、教科書検定を通過した形跡がないことである。そもそも、明治20年代から「要目」公布の30年代半ばまでの期間に中学校用として検定を通過した作文教科書は『増訂日用文鑑』(1894(明治27)年通過)と『改正増訂日用文鑑』(1901(明治34)年通過)の2冊にとどまる。これらはいずれも、小中村清矩・中邨秋香編集、青山清吉発行によるものである。構成は、「紀事類」、「論説類」、「解釈類」、「書簡類」に分けられ、近世の儒学者や国学者による様々な文章を掲載している。これらは、その「凡例」によれば、「平易雅馴にして国文の模範となり、而も他日に学ぶべき、中古文の階梯となるべきものを選択」し、編集された文例集である。つまり、生徒が中古文を読めるようになることを前提として、その入門編のような位置づけで編集されているのである。実際に、この「凡例」においては、中等教育の最初の二年間で『日用文鑑』を読ませた後、『中古文鑑』なる教科書によって、物語、日記、雑史、随筆などのあらゆるジャンルの中古文を読ませることが企図されている。和漢混濁文だけではなく和文にも規範性を認める文章観は、当時の文部省にもあったのである。

3-2. 中学校教授要目における文章観の確立

前節の考察から指摘できることは、「細目」から「要目」の間の時期は、国語教育における文章観確立の過渡期にあたるということである。「作文」用教科書の文例の多くは「講読」用教科書を参考にして選択されていることから、「作文」用教科書における

文体の多様性は、「講読」用教科書の状況として敷衍することができるだろう。

「要目」公布以降は、それまでとは異なる傾向が表れることになる。後掲の資料を再び参照すると、Cの時期、つまり「要目」公布以降は、中古時代のテキストの採用率が全体として減少するのである。

このうち、うつぼ物語、栄花物語、落窪物語、蜻蛉日記、源氏物語、後撰集、更級日記、浜松中納言物語、枕草子、紫式部日記、大和物語は中学校教授要目以後の掲載がまったくない。これらは、「要目」の示す「講読ノ内容」に完全に準拠している。今鏡や竹取物語も、掲載率が大きく低下している。

一方、低下してはいるものの、比較的高い掲載率や掲載数を維持している作品として大鏡（28%、7例）、古今和歌集（28%、7例）、今昔物語（44%、11例）が挙げられる。このうち、古今和歌集については、「要目」の「講読ノ内容」に例示されている作品であるため、「要目」公布後も採録されていることには問題がない。また中古時代の作品であり、和文体である大鏡についても同様である。これは一見要目の規準に反するようであるが、作品中のどのような部分が教材化されているのかを調べると、その根拠が推察できる。大鏡の掲載は、7例（8教材）中、6教材が「菅公の左遷」という教材である。これは、大鏡第二巻、左大臣時平に関する件の中の逸話であり、菅原道真の和歌や漢詩を軸にして展開するものである。実際の教材にも、和歌が6篇含まれている。当時は古今和歌集が「講読ノ内容」として認められていたことから、和歌教材と見なせるものは採用が認められたものと考えられる。伊勢物語、土佐日記、千載集がわずかながら採用されているのも、同様の観点に基づくものであろう。

Cの時期において、最も注目したいのが今昔物語の継続的採用である。今昔物語は、中古時代の作品であるものの、和漢混淆文体のテキストであることが継続的に採用された背景であるといえる。これは、和漢混淆文を文章規範と認める文章観が、「要目」の基底となっていたことを裏付ける現象であるともいえよう。

本稿において明らかになったことは、明治20年代から30年代半ばまでは、多様な文体に規範性を認める時期が続いていたことである。和漢混淆文を文章規範とする考え方が確立し、制度上に明示されるのは、1902（明治35）年の「要目」を待たなければならなかった。このとき、和文体によるものが多い中古文テキストは「講読」から除外されることになり、それを補完的に扱う「国文学史」が科目として独立した。そこに至る過程においては、「講読—和漢混淆文」「国文学史—和文」という対応関係はすでに形成されつつはあったものの、どちらの文体も「講読」の内容としてほぼ並列的に使用されていた。このような、「講読」と「国文学史」との間に明確な分離が果たされていない状況に、「要目」の成立過程における文章観を見出すことができるのである。

4. まとめにかえて—文章観の確立に伴う目的論の分化—

和漢混淆文体のテキストを主要な教材とする方針が確立し、「講読」から除外される

ことになった和文体のテキストを補完的に扱うのが「国文学史」の時間であった。そして、「講読」の内容から「国文学史」の内容へと移行することは、和文体のテキストが「読み方や作文を学ぶ」という目的をほぼ消失し、「国民性を学ぶ」という目的に焦点化して扱われることになったことを意味している。

「要目」における規定は「国文学史ヲ授クルニハ我国ノ漢学ヲモ度外ニ置クヘカラス又上古文学ノ一斑ヲモ窺ハシムヘシ」という表現にとどまるものであるが、「細目」の調査委員のひとりだった芳賀矢一は、「国文学史」の目的が日本人の国民性について学ぶ場であることを主張している。¹⁴このような「国文学史」観は、芳賀個人の見解に止まるものではない。例えば、同じく「細目」の調査委員を務めた小中村義象は「国史国文」の教育によって、「おのつから其国を愛する情」が育成できるとしている。「国民」や「国民性」という語は直接的には用いていないものの、芳賀の見解との基本的な一致を見ることができるとのである。芳賀の「国文学史」論の特徴は、文学史的事項を網羅するような「国文学史」教育を批判していることである。これは、「国文学史」において掲載する事項が「日本歴史」と重複することがあるため、学習内容の精選を促しているものと考えられる。これは実際に、「細目」から「要目」に至る過程で教科書検定を通過しなかった「国文学史」教科書に、検定官が次のような意見を貼付していることから検証できる。

本書ハ分量程度不都合ナキヤウナレドモ全体ニ総論的ノ説明簡略ニシテ要ヲツクサマルトコロアリ又著書ヲ拳ゲタルトコロアマリ複雑ニスグ検定イカマ（下線部引用者）
（『日本文学史教科書』鈴木忠孝著、1900（明治33）年、興文社）

この教科書では、たとえば、大伴家持の経歴を約4ページにわたって詳述している箇所「本書ノ如キニカク叙任ヲクダクダシク云フ必要ナシ」「伝記ヲクダクダシク長ク云ハンヨリ文学上ノ事蹟ヲ多ク記載スベシ（タマコノトコロノミニアラズ）」というふたつの指示があり、「クダクダシク」なされた叙任や伝記の記述を批判している。同様の指摘は、他にも三十六歌仙全員の氏名と官位についての記述や、契沖の著書を10点以上も羅列している箇所に付されている。契沖の記述に関する部分では「コノ中ニテモ著書重ナルモノノミヲアグベシ」という指示がされている。このような検定意見からは、「国文学史」に、知識の羅列を忌避する傾向があったことがうかがえる。芳賀の論理をそこに重ねると、それが「国民性を学ぶ」という役割を明確化させるための措置であったと推察できる。

なお、「国文学史」の目的が、国民性や文化的アイデンティティのようなものを学ぶことであるというのは、「文学史」というものがアプリアリに孕む性質であるといってもいいだろう。三上参次・高津敏三郎は『日本文学史』の緒言において、イポリット・テーヌの文学史（『イギリス文学史』）の影響を受けていることを明言している。鈴木貞美（1998）¹⁵によれば、そもそもこのテーヌの文学史こそが「19世紀を通じて国民の文

化的アイデンティティ形成のための教育の要にすえられた」ものだった。鈴木は、1890（明治23）年以降に刊行された多くの文学史テキストのすべてが「日本の未来の担い手となるはずのエリートの人たち向けの教材として編まれたもの」であり、「国民国家の文化的アイデンティティを形成するための手段という役割を負ったもの」であることを指摘している。

多様な文章規範が認められ、和文体テキストが「講読」と「国文学史」の双方で教材化されていた時期においては、その目的も多義的なものであったといえる。しかし、「要目」においてひとつの文章観が確立するとともに、「講読」と「国文学史」との機能分化が明確になった。それに伴い、和文体のテキスト群に託される目的もより先鋭化されたと見るができるだろう。今後は、通時的な研究を通して、「要目」の時点で示された内容や目的が、どのように継承され、展開していくのかを追及することが課題となる。さらには、芳賀の論じるような「国民性」の内実についても明らかにしていく必要があるだろう。

〈資料〉1888（明治21）年～1910（明治43）年における中古文テキストの採用率

	A		B		C	
伊勢物語	28%	4/14	45%	5/11	12%	3/25
今鏡	0%	0	27%	3/11	4%	1/25
うつぼ物語	0%	0	9%	1/11	0%	0/25
栄花物語	42%	6/14	45%	5/11	0%	0/25
大鏡	50%	7/14	90%	10/11	28%	7/25
落窪物語	7%	1/14	9%	1/11	0%	0/25
蜻蛉日記	7%	1/14	0%	0/11	0%	0/25
源氏物語	21%	3/14	18%	2/11	0%	0/25
古今集	21%	3/14	45%	5/11	28%	7/25
後撰集	14%	2/14	0%	0/11	0%	0/25
今昔物語	64%	9/14	72%	8/11	44%	11/25
更級日記	21%	3/14	18%	2/11	0%	0/25
千載集	7%	1/14	0%	0/11	8%	2/25
竹取物語	21%	3/14	36%	4/11	8%	2/25
土佐日記	50%	7/14	81%	9/11	12%	3/25
浜松中納言	7%	1/14	0%	0/11	0%	0/25
枕草子	28%	4/14	36%	4/11	0%	0/25
紫式部	14%	2/14	18%	2/11	0%	0/25
大和物語	21%	3/14	18%	2/11	0%	0/25

※各数値の右の分数は、掲載数を示している

注

- 1 甲斐雄一郎 (2005a) 「小中学校における国語科成立時期のずれに関する一考察」『人文科教育研究』第 32 号
- 2 八木雄一郎 (2007) 「『国語』と『古文』の境界線をめぐる対立—『尋常中学校教科細目調査報告』(1898 (明治 31) 年)における上田万年と小中村義象—」『国語科教育』第 61 集
- 3 「細目」の調査委員は、上田万年、高津鎌三郎、小中村義象、芳賀矢一の四名が務めた。
- 4 現行の学習指導要領においては「古典」という科目の下位分類として「古文」と「漢文」が設置されており、「日本の古典」を「古文」と呼称することになっている。また、ハルオ・シラネ、鈴木登美 (1999) は、古典文学作品を「古典 (カノン)」という概念として捉え、重要な古典と見なされているテキスト群が、選別、聖別、規範化などを経て価値ある「古典」となるまでの過程 (「カノン化」) を分析している。本稿では、このような「古典」概念の定義をふまえたうえで、学習指導要領上で使用される「古文」という呼称を援用した。
- 5 『中等教科日本文学史』については、実際に検定を通過したものは翌 1901 年刊の訂正 4 版であるが、その内容や構成には特筆すべき差異はないため、出版年がより『中等国文読本』に近い初版を用いることにした。
- 6 ハルオ・シラネ (1999) 「カリキュラムの歴史的変遷と競合するカノン」ハルオ・シラネ、鈴木登美編『創造された古典』(新曜社)
- 7 同上、pp.418-419
- 8 田坂文穂編 (1984) 『旧制中等教育国語科教科書内容索引』教科書研究センター
- 9 田坂が調査対象にした教科書について、その「凡例」では、「戦前までの中等学校国語科講読用のもの」、「中等普通教育用の教材に限ったもの」、「文部省の検定済みのものであること」、「できるだけ初版本によること」が示されている。
- 10 甲斐雄一郎 (2005b) は、この時期は和文に実用としての意義が置かれていたことを、「文部省日誌」(1882 (明治 15) 年)に掲載された大阪中学校教則中の「和文ハ本邦固有ノ文章ニシテ其用極メテ広ク」という文言から読み取っている。(「国語及漢文科の成立背景」『筑波大学教育学系論集』第 29 卷)
- 11 同上、甲斐
- 12 山根安太郎 (1966) 『国語教育史研究—近代国語科教育の形成—』溝本植善館
- 13 このような論調の背景には、明治 20 年代半ばに文部大臣を務めた井上毅の国語教育観などがあるだろう。井上は、同時代の言語表現の教育を重視し、「今世普通ノ言語文章」を国語教育の中心とすることを訴えている(「国語講習会に於ける演説」『大日本教育会雑誌』131 号 (1893 (明治 26) 年 8 月 25 日))。また、中村哲也 (1998) は、井上が伝統的な「国漢文」を主体とした「古典」を「国語」(同時代の言語表現) に対して補助的で二次的な関係として据えていることを指摘している(「国民教育の成立と言語ナショナリズム—井上毅と上田万年—」『大人と子供の関係史』第 3 号)。
- 14 芳賀矢一 (1903) 「中等教育に於ける国文学史」『教育公報』276 号、1903 年 (明治 36) 10 月 15 日
- 15 鈴木貞美 (1998) 『日本の文学概念』作品社

参考文献

- 田坂文穂 (1969) 『明治時代の国語科教育』東洋館出版社
中村紀久二編 (1985) 『検定済教科用図書表 (二) —明治 19 年 5 月～明治 37 年 1 月—』文部省
野地潤家 (1974) 『国語教育通史』共文社
米田俊彦 (1992) 『近代日本中学校制度の確立—法制・教育機能・支持基盤の形成—』東京大学出版会

(やぎ ゆういちろう 筑波大学大学院博士課程
人間総合科学研究科 学校教育学)